

【おとふけ障がい福祉総合プラン】

音更町障がい者福祉計画
第5期音更町障がい福祉計画
第1期音更町障がい児福祉計画

はじめに

平成18年の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行により、我が国の障がい福祉施策は大きな転換期を迎え、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を基本とする支援に移行しました。

障害者総合支援法により、市町村には、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「第1～4期音更町障がい福祉計画（平成18～20、21～23、24～26、27～29年度）」をそれぞれ策定し、障がい福祉施策を着実に推進して参りました。

この度、第4期の計画期間が終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、平成32年度末に向けての基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現に向け、「第5期音更町障がい福祉計画」の策定や、「音更町障がい者福祉計画」についての見直しを行う必要があります。また、改正児童福祉法が平成30年4月から施行され、障がい児福祉計画を策定する必要があることから、それぞれの計画で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」として策定を行いました。

障害者総合支援法等の改正が行われる中での策定となり、今後も障がいのある方々を取り巻く状況は変化し続けていくものと思われませんが、障がい福祉施策の更なる充実と推進を図り、町民の皆様と共に障がいのある方一人ひとりに寄り添いながら、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまちづくり」を進めて行きたいと存じますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただいた皆様、多大なご尽力をいただいた音更町障がい福祉計画等推進委員会委員の皆様並びに貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

誰もがあたり前に生活できるまちをめざして

音更町長 小野 信次

※『障害』のひらがな表記について

音更町では、『障害』という言葉に対する議論を高め、障がいについての町民意識の高揚を図るため、ひらがな表記についてのガイドラインを作成しています。

この計画では、ガイドラインに基づき、法令用語等、町の判断で変更できない場合を除き、『障がい』と表記しています。

目 次

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・経緯…………… 1
- 2 計画の位置付け・構成…………… 4
- 3 計画期間…………… 5
- 4 対象者の範囲…………… 5

II 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

- 1 音更町の障がいがある人の状況（第4期との対比）…………… 6
- 2 音更町民が利用できる障がい福祉サービス…………… 14
- 3 障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価…………… 15

III 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本目標…………… 21
- 2 計画の基本方針…………… 22
- 3 重点施策…………… 22
- 4 本町独自の取り組み…………… 23

第2章 各論（後期実施計画）

I 平成32年度の数値目標（町独自の数値目標）…………… 24

II 計画推進のための具体的取り組み

- 1 具体的取り組みの着実な実施…………… 26
- 2 具体的取り組みの設定…………… 26
- 3 計画推進のための工程表…………… 31

第3章 サービス見込みと基盤整備（後期実施計画）

- 1 介護給付費等の見込量…………… 44
- 2 地域生活支援事業の見込量…………… 46
- 3 実施に関する考え方…………… 47
- 4 サービス見込量等確保のための方策…………… 48

- 資料編…………… 49

第1章 総論（基本計画）

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・経緯

音更町では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成10年3月には、障がいがある人の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画」を策定し、障がいがある人の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的に障がい福祉施策を推進してきました。

平成15年4月からは、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わりました。

さらに、平成18年4月からは、障がいがある人達が地域で働きながら暮らすことを目指した「障害者自立支援法」が施行され、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へと我が国の障がい者施策は大きな転換期を迎え、抜本的な制度改正が行われましたが、利用者負担のあり方、事業者に対する日払方式の導入などに対し様々な意見が出されました。

こうした意見を受け、国では、利用者負担の見直しを含めた緊急措置等を実施してきました。また、法改正も行われ、平成24年4月に障がい児支援や相談支援などが強化されたほか、平成25年4月に法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部も障がい福祉サービスの利用が可能になり、平成26年4月には障がい福祉サービスの対象者の拡大などが行われました。さらに、平成30年4月には、就労の定着や在宅生活への移行支援等のサービスが創設される予定です。また、児童福祉法も改正され、市町村等に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

一方、関係法等では、平成23年8月に「障害者基本法」の改正による障がいがある人の定義の見直し、平成24年10月に「障害者虐待防止法」の制定、平成26年1月に「障がい者の権利に関する条約」の締結、そして平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されるなど、全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して、社会環境の整備が行われています。

障害者総合支援法により、市町村には、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「第1～4期音更町障がい福祉計画（平成18～20、21～23、24～26、27～29年度）」をそれぞれ策定しました。

これまでの計画では、国の基本指針において設定することとされた平成29年度における数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表の作成等を行い、自立支援協議会の立ち上げ、職場体験事業の開始、障がい者基幹相談支援センター及び子ども発達支援センターの設置など、計画の着実な推進に努めてきました。

計画の基本目標、基本方針について

国計画指針

【法の理念】

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮すことのできる地域社会の実現

【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

道計画

【計画の目的】

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり

【基本的な考え方】

- 1 北海道障がい者条例の施策推進
- 2 権利擁護の推進
- 3 地域生活支援体制の充実
- 4 意思疎通支援・情報提供の充実
- 5 サービス提供基盤の整備
- 6 障がい児支援の充実
- 7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援
- 8 精神保健福祉・医療施策の充実
- 9 就労支援施策の充実 等

おとふけ障がい福祉総合プラン

【基本目標】

「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現

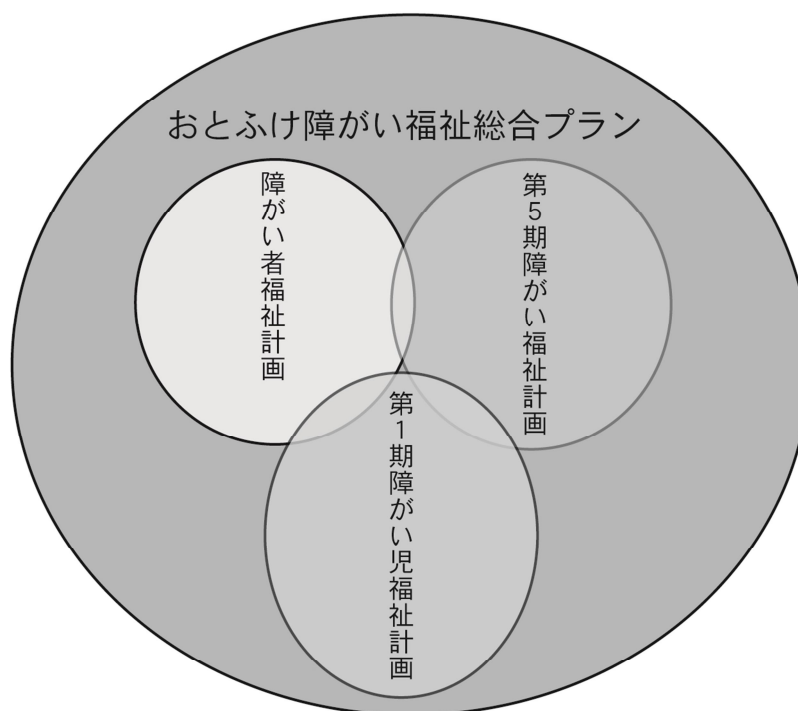
【基本方針】

- 1 ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援
- 2 地域生活の支援
- 3 利用者本位のサービス提供の実現

この度、第4期の計画期間が終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、平成32年度末に向けての基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活でき

るまち」の実現に向け、障がい福祉施策の一層の推進を図るために「第5期音更町障がい福祉計画」及び「第1期音更町障がい児福祉計画」の策定や、「音更町障がい者福祉計画」についての見直しを行う必要があります。このため、「第5期音更町障がい福祉計画」、「第1期音更町障がい児福祉計画」及び「音更町障がい者福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」を策定し、本町の障がい福祉政策を総合的に推進します。また、「おとふけ生きいきプラン21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町子ども・子育て支援事業計画」その他関連する各種計画との整合性を図りながら横断的な施策の推進に努めます。

おとふけ障がい福祉総合プランについて

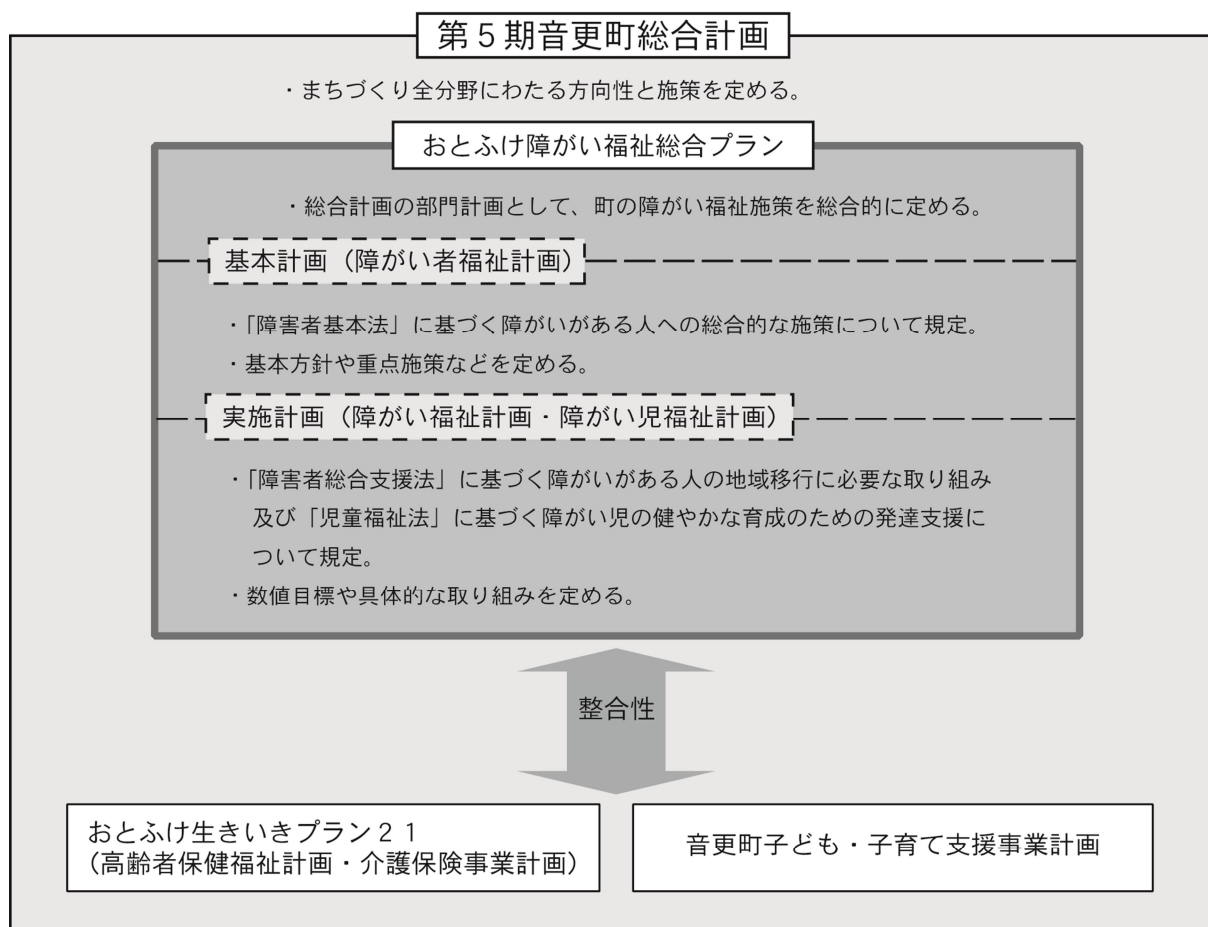


障がい者福祉計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画で定める事項を包括

2 計画の位置づけ・構成

この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる方向性と施策を定めた第5期音更町総合計画の部門別計画の一つです。総合的に障がい福祉施策を体系化し、基本的な考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための具体的な取り組みを定めた実施計画から構成されます。

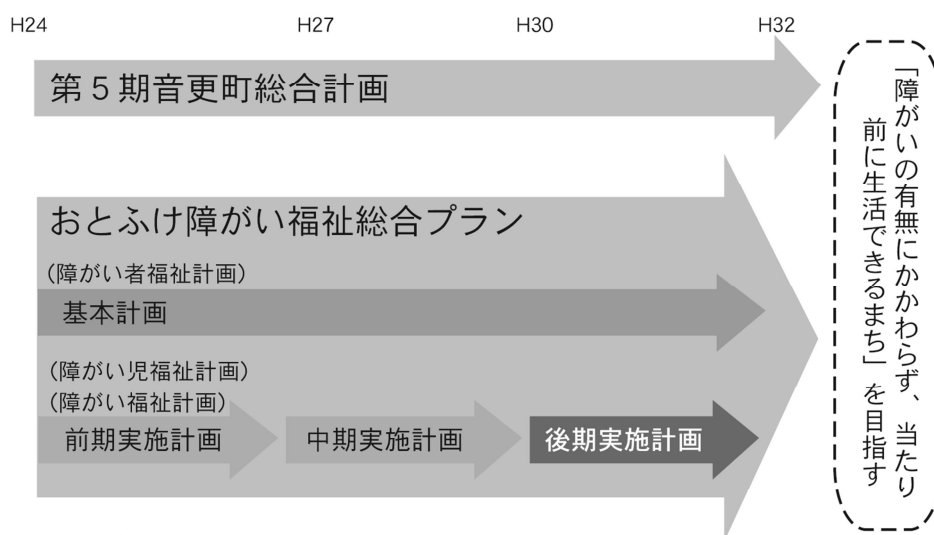
おとふけ障がい福祉総合プランの位置づけについて



3 計画期間

基本計画は、平成24年度から平成32年度までの9年間とします(本文の第1章が該当します)。実施計画は、前期実施計画を平成24年度から平成26年度まで、中期実施計画を平成27年度から平成29年度まで、この度策定する後期実施計画(第2章と3章が該当します)を平成30年度から平成32年度までのそれぞれ3年間とします。

おとふけ障がい福祉総合プランの期間について



※3年ごとに、実施計画を策定する。

今回定める数値目標や具体的な取り組みは、**後期実施計画**期間内のもの。

4 対象者の範囲

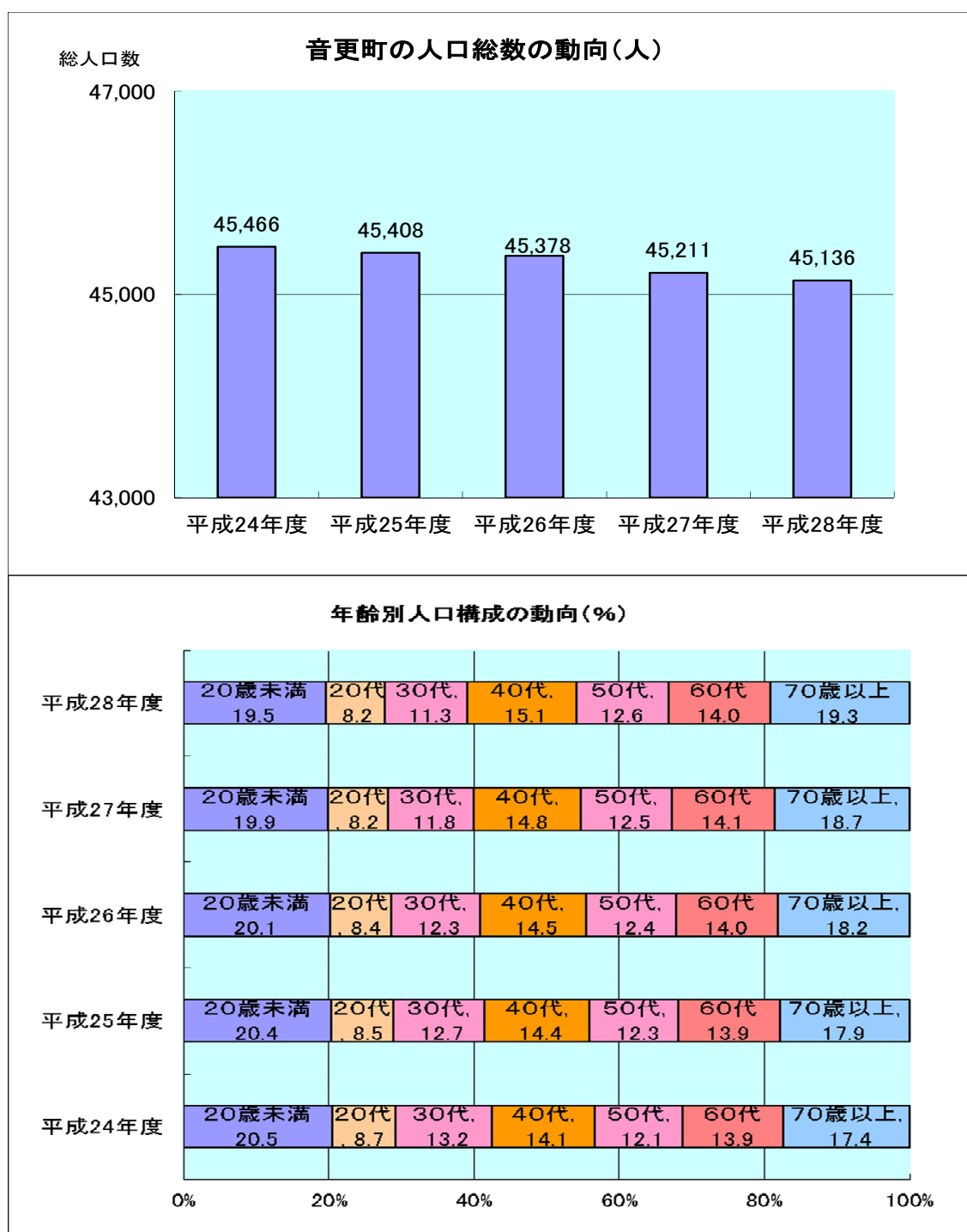
この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人のほか、同法改正の際の附帯決議及び障害者総合支援法の主旨に則り、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障がいがある人を含めます。

Ⅱ 音更町の障がいがある人を取り巻く状況

1 音更町の障がいがある人の状況

(1) 音更町の人口

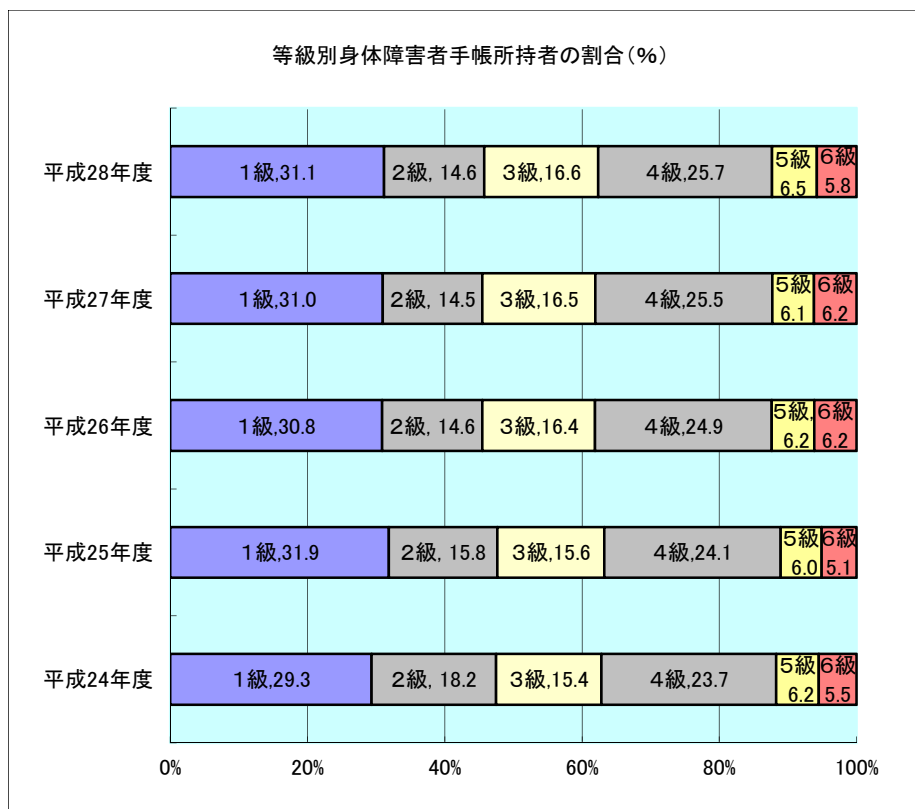
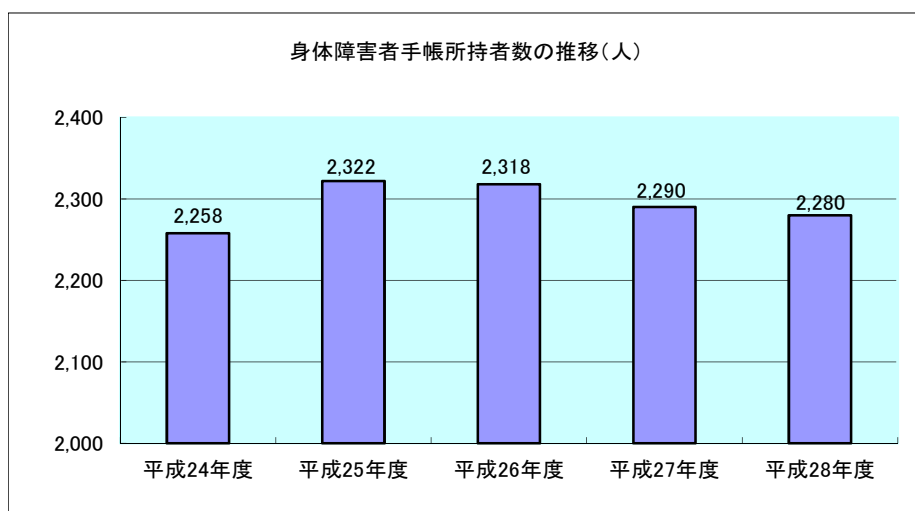
音更町の人口は、平成24年度末に45,466人（住民基本台帳）から4年間で330人減り、平成28年度末には45,136人となっています。また、平成24年度末に31%だった60歳以上の人の割合は33%になっています。



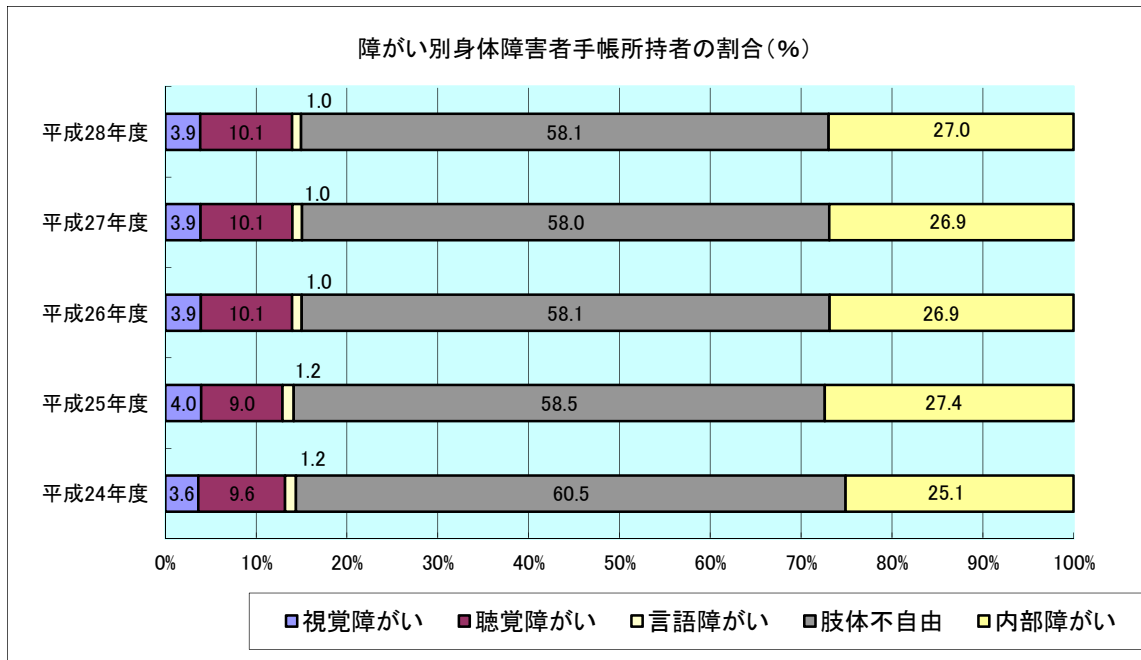
(2) 身体障がいがある人の状況

音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成24年度末の2,258人から22人増え、平成28年度末で2,280人となっています。

また、いわゆる重度障がい（1級と2級）の人が占める割合は、平成24年度末の47.5%から平成28年度末には45.7%になっており、ほぼ横ばいとなっています。

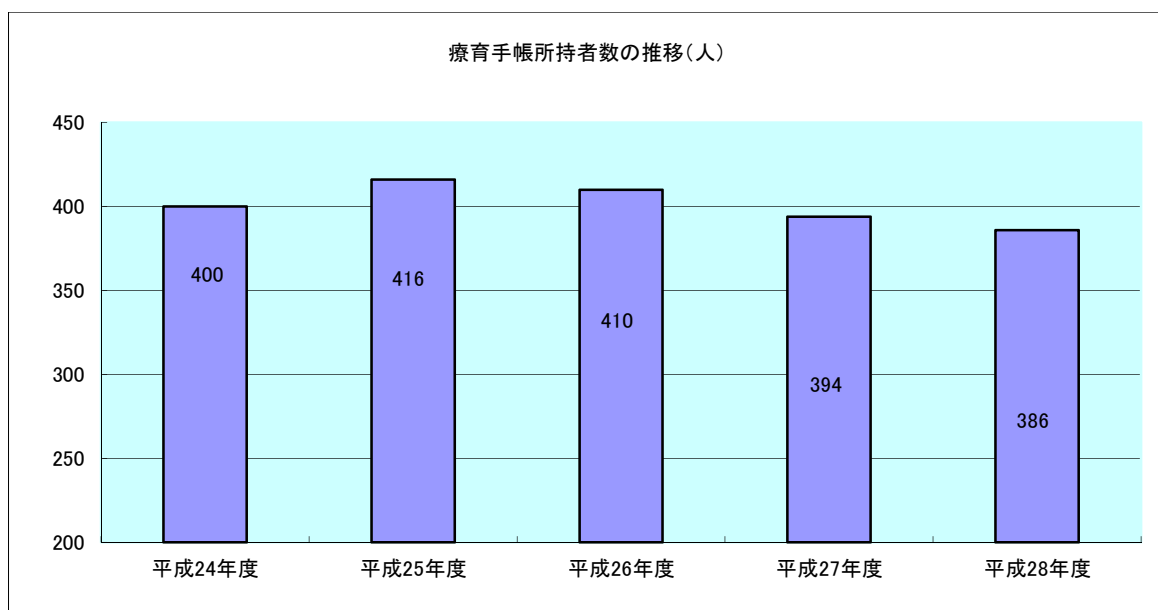


平成28年度末の障がい種別の構成比は、視覚障がい4%、聴覚・平衡機能障がい10%、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい1%、肢体不自由が58%、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がい27%となっており、過去5年間ほぼ同様に推移しています。



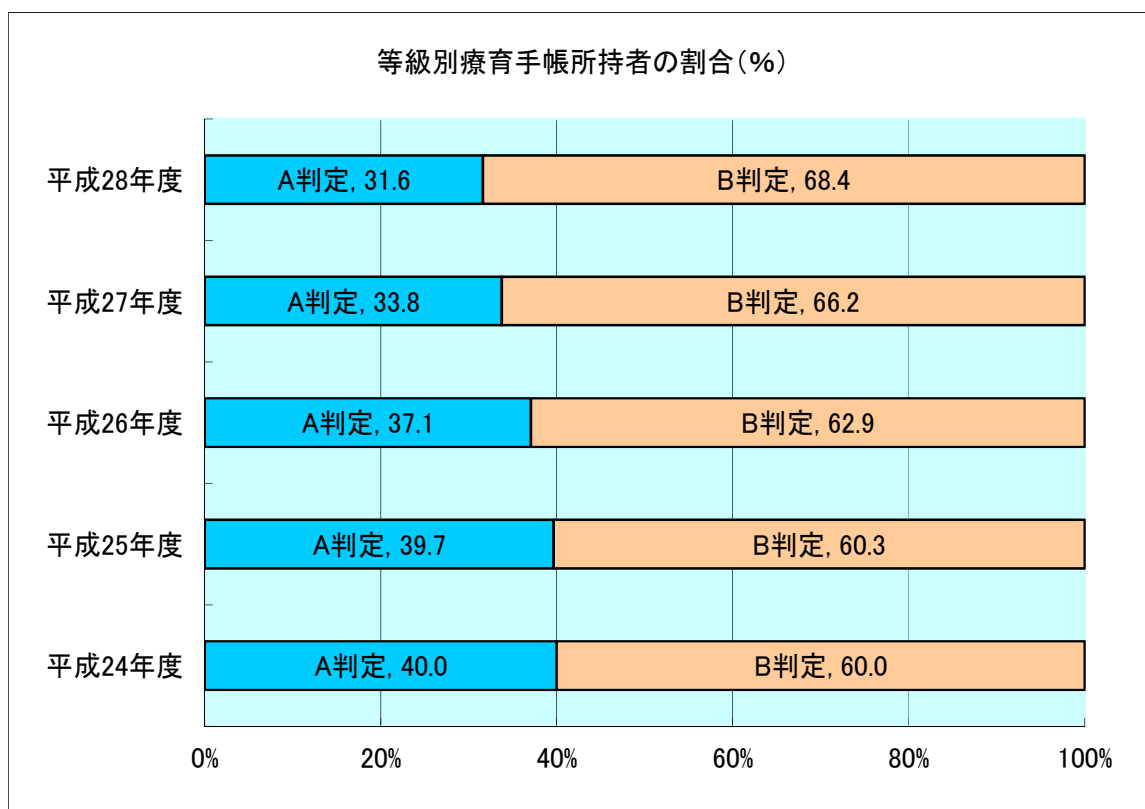
(3) 知的障がいがある人の状況

音更町の療育手帳所持者数は、平成24年度末の400人から14人減り、平成28年度末には386人となっています。



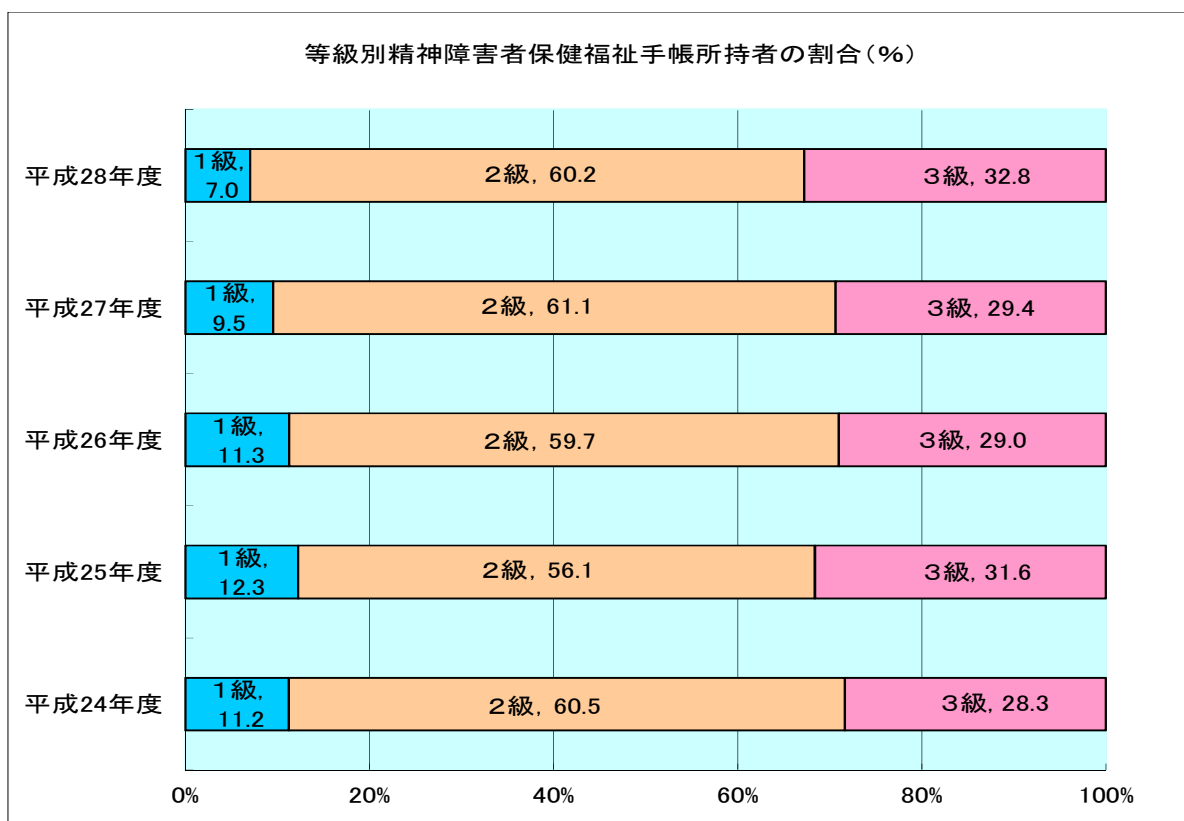
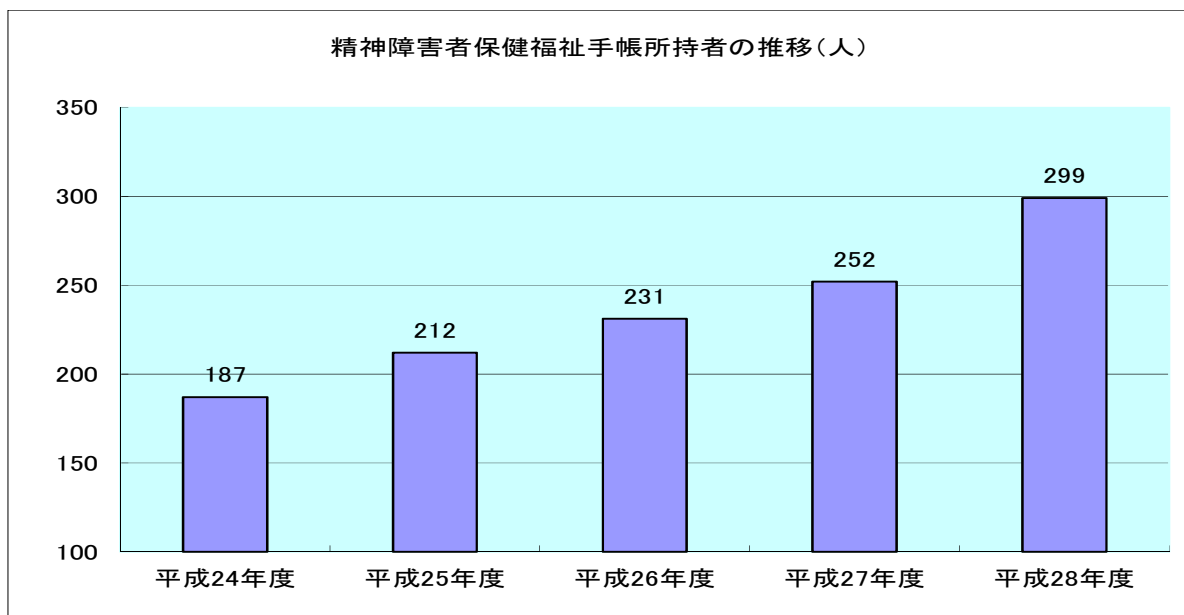
障がい等級別では、中軽度であるB判定の人の割合が平成24年度末の60%から平成28年度末には68%となっており、年々増加しています。

なお、重度であるA判定の人は、平成28年度末で122人となっています。



(4) 精神障がいがある人の状況

音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成24年度末の187人から、平成28年度末には299人となっており、60%の増加となっています（通院や入院していても手帳を持たない人は含みません）。大幅な増加率となったのは、発達障がいがある人の手帳取得が増加したためと考えられます。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成24年度末現在で589人でしたが、平成28年度末現在では647人となっています（10%増）。



(5) 難病等特定疾患がある人の状況

音更町の難病患者数（難治性特定疾患医療費給付対象者数）は、367人（平成24年度末）から、377人（平成28年度末）に増加しています（3%増）。

なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、30人（平成28年度末）となっています。

(6) 発達障がいがある人の状況

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいがある人についても、国や地方公共団体が支援を行う責務が定められ、発達障害者支援センターの設置が進められていますが、対象者数を含めその実態を把握することが困難な状況にあります。

なお、平成24年度の文部科学省の調査では、全国の通常学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%との結果が出されています。

(7) 高次脳機能障がいがある人の状況

脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した後に、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れることがあります。これを高次脳機能障がいといいます。

平成20年に東京都が行った調査を基に、高次脳機能障がいがある人は全国に50万人と推計する考えもあります。

障がいに対する適切な評価やリハビリテーションが早期になされれば症状はかなり改善されると言われていますが、外見上からはわかりにくいこと等から医療現場で見過ごされ、長期間適切な支援を受けられない場合が多い状況にあります。

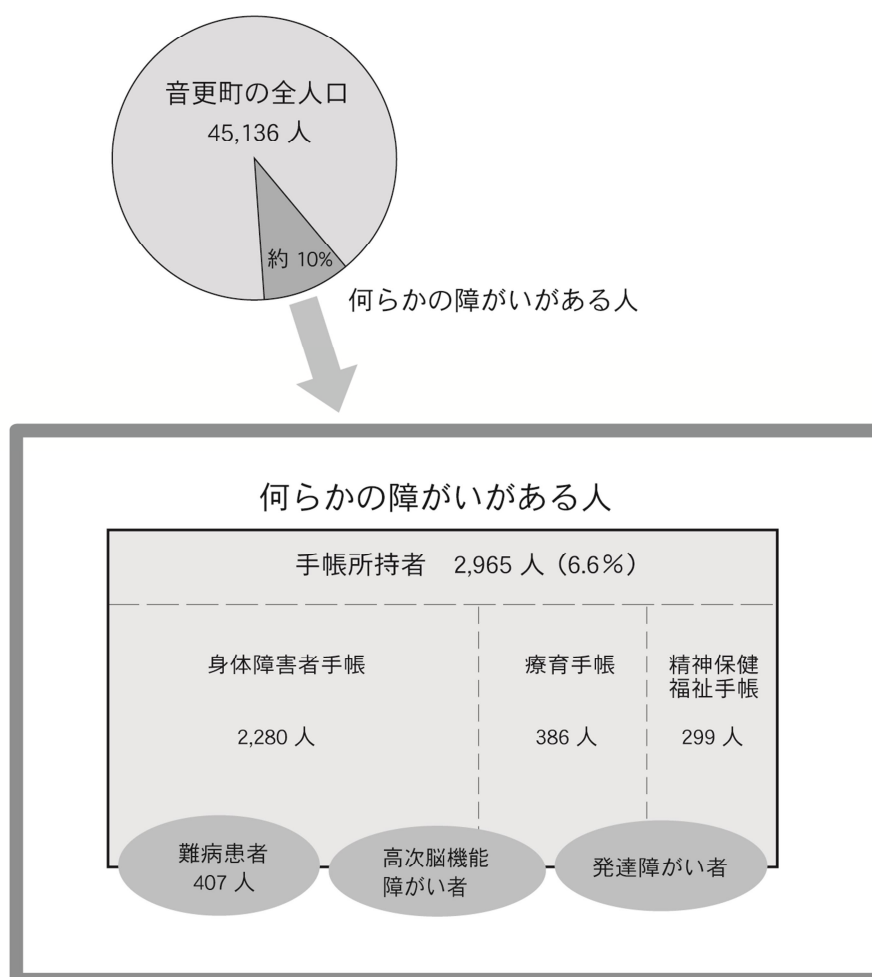
(8) 音更町の人口に占める障がい等がある人の割合

音更町の人口に対して6.6%の人が何らかの手帳を所持しています(第4期計画策定時6.5%)。

また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると潜在的には人口に対して約1割の人が何らかの障がいがあると考えられます。

音更町の障がいのある人の割合について

音更町住民基本台帳人口 45,136人(平成28年度末)



※潜在的に支援を必要とする人まで含めると全町民の約1割が計画の対象者に

(9) 施設入所、入院している人の状況

施設入所者は平成25年度末の100人から、平成28年度末は103人と3人増えています。

利用している施設の所在地では、町内施設を利用している人が32人（平成25年度末現在）から38人（平成28年度末現在）になり、町外施設を利用している人は68人（平成25年度末現在）から65人（平成28年度末現在）になりました。

精神科病院に入院している精神障がいがある人のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な方」の人数は、北海道が行った在院患者についての調査によると、平成21年で3人でしたが、平成23年では2人と1人減となっています。

(参考) 障がいがある人の今後の推計値

音更町の平成28年度末の各世代に占める障がいがある人（手帳交付対象者）の割合を、平成32年の人口推計値（※）の世代別人口に当てはめると、平成28年度末で人口45,136人に対し2,965人だったものが、平成32年で人口44,561人に対し2,915人との推計が出ます。このことから、人口の減少とほぼ同じ割合で、障がいがある人も減少すると推測されます。

※人口推計値（平成32年・人口44,562人）は、「音更町子ども・子育て支援事業計画」及び「おとふけ生きいきプラン21」で使用した値を利用しています。

2 音更町民が利用できる障がい福祉サービス

障害者総合支援法と児童福祉法の施行により、利用できる主な障がい福祉サービスは次のとおりとなっています。

区分	サービスの種別	サービスの内容	総合※	児童※	地域※
在宅等で受けるサービス	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴や排せつ、食事など自宅での生活の介護や通院のための付き添いなどを行います。	●		
	重度訪問介護	重度障がいがある人に、自宅での介護から外出支援までを総合的に行います。	●		
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出に必要な援助を行います。	●		
	行動援護	知的や精神の障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のため援護などを行います。	●		
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを組み合わせ提供します。	●		
	【新】自立生活援助	居宅での1人暮らし等の障がい者に、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うなど、地域生活を送るための相談・助言を行います。	●		
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出（冠婚葬祭、官公庁、金融機関等）の際の支援を行います。			●
日中活動の場の提供	生活介護	主に重度の障がいがある人の日中の介護や創作的活動の機会の提供などを行います。	●		
	療養介護	病院などにおいて、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	●		
	短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	●		
	児童発達支援・放課後等デイサービス	発達に課題のある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。		●	
	【新】居宅訪問型児童発達支援	外出の難しい発達に課題のある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練などを居宅で行います。		●	
	日中一時支援事業	社会参加活動やレクリエーション等の機会を充実し、地域生活の質の向上や就労に向けての意欲を高めるための支援を行います。			●
	地域活動支援センター事業	地域生活の充実のため創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する場を確保します。			●
	就労移行支援	就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。	●		
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。	●		
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。	●			
居住の場の提供	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を送ることが可能な障がい者に、相談その他の日常生活上の援助を行います。また、必要に応じて、入浴、排せつ、食事、洗濯、掃除等の日常生活上の世話をします。	●		
	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。	●		
相談支援	計画相談支援	障がいがある人の相談に応じ、その人に適した障がい福祉サービス等の利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。	●		
	地域移行支援・地域定着支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域で生活するための、住居の確保などの相談に応じます。また、自宅に単身などで生活している障がいがある人との常時の連絡体制を取り、緊急時の支援を行います。	●		
	【新】就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	●		
	障害児相談支援	障がいがある児童の保護者の相談に応じ、その児童に適した児童発達支援等の利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。		●	

※総合：障害者総合支援法で定めるサービス ※児童：児童福祉法で定めるサービス

※地域：地域生活支援事業（市町村で定めるサービス）【新】平成30年度から創設されたサービス

3 障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価

(1) サービス利用の状況について

本町における障がい福祉サービスの見込みと実績値は、成人が対象となるサービスでは、就労継続支援などの日中活動系サービスが概ね見込みを上回る実績値となっていますが、計画相談支援や施設入所支援（※）については見込みを下回る実績値となっています。児童が対象となるサービスでは、児童発達支援や放課後等デイサービスが見込みを大幅に上回る実績値となっているのは、サービス事業所などの社会資源が増えたことで選択肢が広がり、サービス利用に結びつくことが多くなったことなどが理由として考えられます。

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少することが目標となっています。

サービス種別	27年度末		28年度末		29年度		
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	
日中活動系サービス	療養介護	9 人	8 人	9 人	8 人	9 人	8 人
	生活介護	175 人	160 人	185 人	155 人	190 人	180 人
		3,675 人日	3,162 人日	3,885 人日	3,286 人日	3,990 人日	3,448 人日
	自立訓練(機能訓練)	1 人	0 人	2 人	1 人	2 人	2 人
		8 人日	0 人日	16 人日	5 人日	16 人日	13 人日
	自立訓練(生活訓練)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		22 人日	0 人日	22 人日	0 人日	22 人日	0 人日
	宿泊型自立訓練	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
		28 人日	0 人日	28 人日	0 人日	28 人日	0 人日
	就労移行支援	19 人	18 人	21 人	10 人	23 人	10 人
		399 人日	332 人日	483 人日	209 人日	525 人日	214 人日
	就労継続支援(A型)	14 人	19 人	16 人	22 人	18 人	22 人
294 人日		459 人日	336 人日	432 人日	378 人日	474 人日	
就労継続支援(B型)	85 人	80 人	90 人	97 人	100 人	107 人	
	1,700 人日	1,573 人日	1,800 人日	1,920 人日	1,900 人日	1,938 人日	
短期入所(福祉型)	5 人	9 人	5 人	12 人	5 人	10 人	
	35 人日	50 人日	35 人日	87 人日	35 人日	92 人日	
短期入所(医療型)	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	
	7 人日	0 人日	7 人日	0 人日	7 人日	0 人日	
居住系サービス	共同生活援助	73 人	74 人	80 人	73 人	85 人	83 人
	施設入所支援	98 人	103 人	91 人	103 人	84 人	100 人
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行 援護・行動援護・重度障害者等 包括支援	1,410 時間	2,172 時間	1,500 時間	1,810 時間	1,560 時間	1,761 時間
		47 人	53 人	50 人	59 人	52 人	48 人
相談支援	計画相談支援	195 人	46 人	200 人	67 人	205 人	66 人
	障害児相談支援	25 人	23 人	30 人	29 人	35 人	33 人
	地域移行支援	1 人	0 人	2 人	0 人	3 人	0 人
	地域定着支援	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人	1 人
障害児通所支援	児童発達支援	78 人	99 人	82 人	124 人	85 人	136 人
		450 人日	352 人日	470 人日	402 人日	490 人日	468 人日
	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	放課後等デイサービス	125 人	140 人	130 人	161 人	135 人	195 人
		750 人日	646 人日	780 人日	777 人日	810 人日	919 人日
保育所等訪問支援	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人	
	1 人日	1 人日	2 人日	1 人日	2 人日	2 人日	

※ 各サービス毎の1ヶ月あたりの利用量
 ※ 29年度実績は12月現在

(2) アンケート調査結果の概要について

障がい福祉サービスの見込みや今後の施策を進める上での資料とするため、在宅や施設で生活している人に対してアンケート調査を実施しました。自由記載欄で施策について具体的な提案もいただいております、今後の参考とさせていただきます。

◆アンケート調査の概要◆

① 調査方法 郵送による配布・回収、無記名での回答方式

② 調査対象及び回収率 ※ () 内は第4期の数値

区分	調査対象者(人)	回答者数(人)	回収率(%)
18歳以上	430(430)	232(229)	54.0(53.3)
18歳未満	170(170)	77(75)	45.3(44.1)
合計	600(600)	309(304)	51.5(50.7)

③ 調査期間 平成29年8月17日～9月8日

④ 対象者の選定方法

障がい福祉サービス利用者及び手帳所持者(身体、療育、精神)から無作為抽出

※ 65歳以上の人はサービス利用が介護保険優先となり、介護保険の計画においてサービス量等が勘案されているため対象外とした。

※ 手帳制度の無い難病を持つ人や高次脳機能障がいがある人についてもアンケート調査票を送付するため、次の団体の協力を得た。

【協力団体】

- ・北海道難病連音更支部
- ・脳外傷友の会コロポックル道東支部

※ 施設で生活している人の回答を確実に得るため、次の法人の協力を得た。

【協力法人】

- ・社会福祉法人音更晩成園
- ・社会福祉法人更葉園

◆主な回答内容◆

○現在利用しているサービス

18歳以上・未満ともに回答者の半数程度が何らかのサービスを利用しています。18歳以上は「就労系」・「通所系」、18歳未満では「通所系」・「訪問系」の順となっています。また、今後の利用希望サービスとしては、18歳以上は「訪問系」、18歳未満では「就労系」のサービスの利用希望が多い結果となっています。

【18歳以上】

回答内容	現在利用している	今後利用したい
訪問系（ヘルパー）	1.7%	24.1%
通所系（生活介護等）	9.9%	19.0%
就労系（就労移行支援、就労継続支援）	11.2%	19.4%
居住系（施設入所、グループホーム）	6.9%	19.4%

【18歳未満】

回答内容	今後利用したい
訪問系（ヘルパー）	10.4%
通所系（生活介護等）	64.9%
就労系（就労移行支援、就労継続支援）	74.0%
居住系（施設入所、グループホーム）	33.8%

○サービスに対する印象

7割以上の方が「現状で特に問題ない」とする一方で、18歳以上で「時間・回数が不足」が9.7%、「質に不満」が8.1%、18歳未満で「時間・回数が不足」が28.6%、「別のサービスも利用したい」が7.1%という回答になっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
現状で特に問題はない	85.5%	72.6%
無回答	3.2%	14.2%

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
現状で特に問題はない	71.4%	51.9%
無回答	1.8%	22.1%

○利用者負担

「特に問題はない」と回答した人は、18歳以上で71.0%、18歳未満で72.7%と、前回とほぼ同様でした。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
特に問題はない	71.0%	73.5%
負担が多いと感じる	24.2%	13.3%

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
特に問題はない	72.7%	72.6%
負担が多いと感じる	27.3%	27.4%

○サービスを利用していない理由

18歳未満で「サービスを利用していない」人の54.5%の人が「特に必要ではない」と回答しています。一方、「サービスの内容や手続きの仕方がわからない」が、13.6%となっています。

回答内容	今回	前回
特に必要ではない	54.5%	50.0%
サービスの内容や手続きの仕方がわからない	13.6%	21.4%
利用者負担額が高い	0.0%	7.1%
その他	13.6%	14.3%
無回答	18.2%	7.1%

○相談支援事業所

「相談支援事業所を知っている」と回答した人は、18歳以上で21.6%、18歳未満で31.2%となっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
相談支援事業所を知っている	21.6%	31.1%

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
相談支援事業所を知っている	31.2%	33.8%

○成年後見制度

「成年後見制度を知っている」と回答した人は、18歳以上で26.7%、18歳未満で37.7%となっています。また、「今後、成年後見制度の利用を希望」と回答した人は、18歳以上で11.6%、18歳未満で26.0%となっています。

【18歳以上】

回答内容	今回	前回
成年後見制度を知っている	26.7%	24.1%
今後、成年後見制度の利用を希望	11.6%	—

【18歳未満】

回答内容	今回	前回
成年後見制度を知っている	37.7%	31.2%
今後、成年後見制度の利用を希望	26.0%	—

○災害時の避難等について

災害時に「一人で避難できない」と回答したのは、18歳以上で22.8%、18歳未満で51.9%となっています。

災害時に困ることとして、18歳以上では「投薬や治療が受けられない」と回答した人が最も多く44.8%、18歳未満では「避難場所の設備や生活環境が不安」と回答した人が59.7%となっています。

避難所での生活で不安なこととして、18歳以上では「集団生活が難しい」と回答した人が最も多く46.6%、18歳未満でも同じく「集団生活が難しい」と回答した人が61.0%となっています。

また、避難所での生活に必要な支援としては、「少人数で過ごせる場所」と回答した人が最も多く57.8%となりました。

【18歳以上】

災害時の避難	今回	前回
一人で避難できない	22.8%	29.8%
災害時に困ること	今回	前回
投薬や治療が受けられない	44.8%	40.8%
避難場所などの情報を入手できない	27.6%	23.7%
安全な所まで迅速に避難することができない	22.8%	38.2%
避難所で不安なこと	今回	前回
避難所内での集団生活が難しい	46.6%	39.5%
自分の意思をうまく伝えられない	31.5%	32.5%
障がいがあることを周囲に理解してもらえない	31.0%	30.3%
避難所で必要な支援	今回	前回
少人数で過ごせる場所	57.8%	—
避難所職員の障がいへの理解	49.1%	—
地域住民の障がいへの理解	40.5%	—

【18歳未満】

災害時の避難	今回	前回
一人で避難できない	51.9%	62.3%
災害時に困ること	今回	前回
避難場所の設備や生活環境が不安	59.7%	54.5%
周囲とコミュニケーションが取れない	46.8%	39.0%
安全な所まで迅速に避難することができない	41.6%	48.1%
避難所で不安なこと	今回	前回
避難所内での集団生活が難しい	61.0%	48.1%
自分の意思をうまく伝えられない	50.6%	42.9%
障がいがあることを周囲に理解してもらえない	37.7%	32.5%

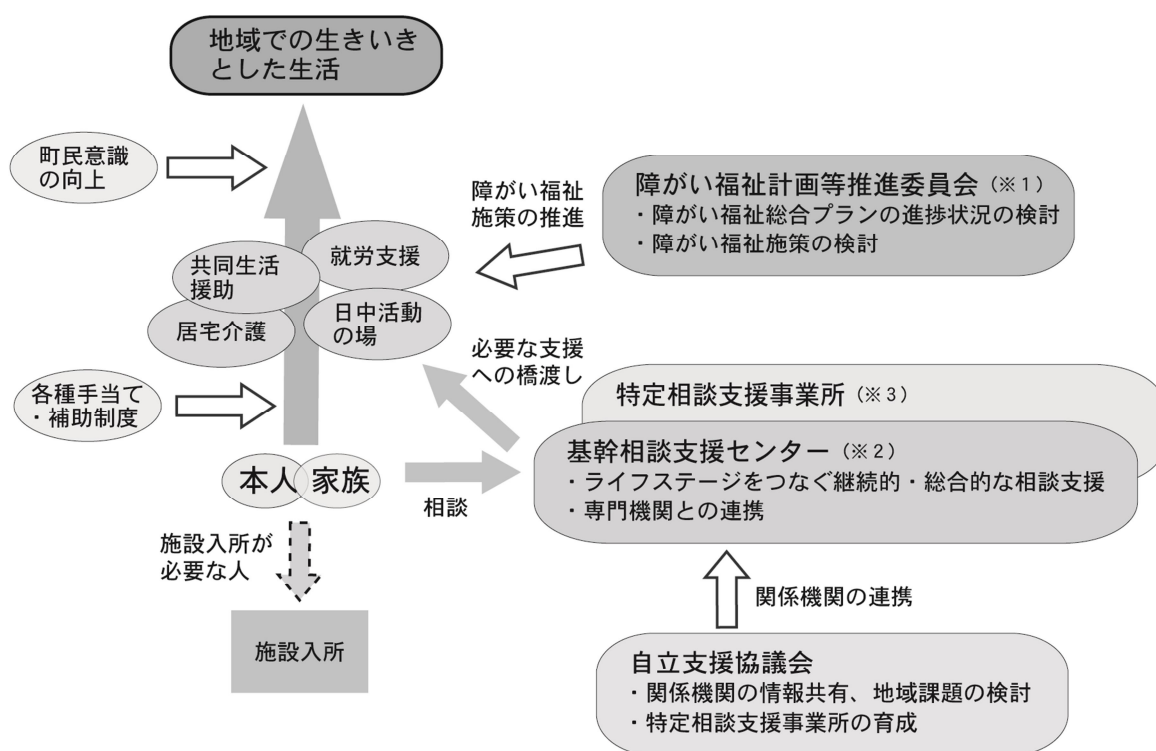
Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、生きいきとした生活を送ることができるよう、すべての人が共に社会の構成員として暮らしていける「**地域共生社会**」の考え方に基づき、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標として、その実現に向けた取り組みを総合的に推進します。

基本目標の実現に向けて

基本目標：「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」



- ※1 音更町障がい福祉計画等推進委員会…当事者や学識経験者などで構成され、本計画の策定と推進状況について審議を行う町の附属機関です。
- ※2 音更町障がい者基幹相談支援センター…地域の相談支援の中核的な役割を担うため、役場福祉課内に設置されています。専門のスタッフが、障がいについての相談に幅広く応じます。
- ※3 特定相談支援事業所…障がいについての一般的な相談と、障がい福祉サービス等の利用計画の作成及び計画の継続的な検証を行います(平成29年9月現在、町内に7事業所)。

2 計画の基本方針

地域共生社会の実現を目指すため、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とし、その達成のために次の基本方針を設定します。

(1) ライフステージをつなぐ継続的・総合的な支援

乳幼児期から学齢期、成人期の各ライフステージをつなぐ重要な時期においてワンストップ窓口として保健・医療・福祉・教育など様々な分野が連携して支援を行うことで、障がいがある人やその家族が安心して暮らすことができる支援体制を目指します。

(2) 地域生活の支援

障がいがある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるようになるには、地域社会全体が物心両面にわたって障がいがある人の存在を前提とした地域づくりを考え、推進しなければなりません。

地域における環境づくりや地域生活への移行支援を進め、生涯を施設で送るだけでなく、障がいがあっても、その人らしく、できる限り地域で共に暮らすことができるようなライフスタイルの実現を目指します。

(3) 利用者本位のサービス提供の実現

社会福祉基礎構造改革により、利用者が自らサービス提供事業者を選択し契約をすることで、障がい福祉サービスを利用する仕組みになっています。

この「利用者本位」の考え方は、すべての障がい福祉サービスにわたる共通のもので、自己選択・自己決定を支援し、その権利を擁護する実効性のある仕組みを整え、利用者本位のサービス提供の実現を目指します。

3 重点施策

基本方針に沿い、「相談支援の実施」、「就労・日中活動の場の提供」といった課題を解決するため、以下の視点に基づいて重点的に施策を進めます。

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活環境の整備
- (3) 社会環境の整備
- (4) 町民意識の向上

4 本町独自の取り組み

重点施策の具体的な取り組みの中で、以下の事項を本町独自の取り組みとして定め、計画的に実施します。

(1) ライフフローチャートの作成

出生から高齢期まで、入学や障害年金等、ライフステージごとの手続きや支援内容等を記載したフローチャートを作成し、必要な手続き等の見通しがつきやすくします。

(2) 自立支援協議会の活性化

発達支援、就労支援等、専門テーマごとの検討会を開催するなど、開催内容の更なる充実を図ります。

(3) 就労継続支援事業所への賃金向上支援策の検討

町内の就労継続支援事業所等に対する賃金向上支援策を検討します。

(4) 横断的発達支援体制の構築着手

町の発達支援関係部署における情報共有・課題検討等の連携を強化し、横断的支援体制構築のための準備を開始します。

第2章 各論（後期実施計画）

I 平成32年度の数値目標

障害福祉計画の中では、障がいがある人が地域で生活できる体制を整えるため、国及び北海道の障害福祉計画策定指針において、次の内容に関する数値目標を設定し、そのために必要な障がい福祉サービスを確保することとされています。

■障害福祉計画策定に係る国指針及び道指針における数値目標設定の考え方（H32年度目標）

		国指針	道目標※
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	目標年度の地域生活移行者数	・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活（自宅やグループホームなど）へ移行	3.8%
	目標年度の減少見込数	・施設入所者数を平成25年度末時点から2%以上削減	国と同じ
2 福祉施設から一般就労への移行等	目標年度の年間一般就労移行者数	・福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上	国と同じ
		・就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加	国と同じ
3 障がい児支援の提供体制の整備	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	・平成32年度末までに市町村内に確保予定の事業所数	21箇所
	医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保	協議の場の設置の有無、コーディネーターの配置人数	道 1 圏域 21 市町村 118

※北海道全体の目標値

■音更町障がい福祉計画で設定する平成32年度末の数値目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
現在の入所者数	103人	平成29年3月31日現在
【目標値】地域生活移行者数	10人	グループホーム等への移行
【目標値】減少見込数	3人	

2 福祉施設から一般就労への移行

(1)一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
平成28年度の一般就労移行者数	1人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2人	福祉施設から一般就労に移行する人の数

(2)就労移行支援事業所利用者数

項 目	数 値	備 考
平成28年度の就労移行支援事業所利用者数	10人	平成29年3月の就労移行支援事業所利用者数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業所利用者数	14人	

3 障がい児支援の提供体制の整備

(1)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	備 考
【目標値】児童発達支援事業所	1箇所	
【目標値】放課後等デイサービス	1箇所	

(2)医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目	数 値	備 考
【目標値】協議の場の設置の有無	有り	
【目標値】コーディネーターの配置人数	1人	

4 音更町独自の数値目標

項 目	数 値	備 考
【目標値】職場体験事業利用者数	13人	町独自事業

Ⅱ 計画推進のための具体的取り組み

1 具体的取り組みの着実な実施

下記の具体的な取り組みを着実に実施するため、当事者や学識経験者などで構成される音更町障がい福祉計画等推進委員会を設置し、計画期間中も継続的に成果目標等の実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行います。また、結果については、町の広報紙やホームページ等で公表します。

2 具体的取り組みの設定

(1) 生活支援サービスの充実

① ライフステージをつなぐ相談支援体制の確立

施策の方向と施策内容

障がいがある人やその家族の抱える問題全体に幅広く対応し、ワンストップ窓口として包括的かつ継続的なコーディネートを行う。また、障がいがある人のニーズを明確にするとともに、その個別ニーズを満たすために、地域での新たな支援体制を築くための地域への働きかけも同時に行う。

主な施策内容

- 障がい者基幹相談支援センターの運営
- 自己決定を総合的にサポートする相談支援
- **自立支援協議会の充実**

② 地域生活の場の確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、将来にわたり自ら選んだ住まいに安心して暮しながら、地域に日中活動の場が確保されていることを目指す。

主な施策内容

- 地域生活を継続するための支援
- 地域活動支援センターの充実
- 通所交通費の助成
- 住宅改修費の助成

③必要な障がい福祉サービスの確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、サービス利用についての情報を十分理解したうえで、必要なサービスを必要な時に利用できる体制を、相談支援も含め整える。

主な施策内容

- 障がい福祉情報の発信力強化
- 相談支援体制の推進
- 在宅サービスの充実
- 施設サービスの確保

④障がい児の健やかな育成のための発達支援

施策の方向と施策内容

障がい児のライフステージに沿って、地域の福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

主な施策内容

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の推進

(2) 生活環境の整備

①権利擁護の推進

施策の方向と施策内容

障がいがある人が受けている差別的な取り扱い、虐待その他の人権侵害を素早く把握し、侵害された権利の救済を行う。

主な施策内容

- 障がい者虐待防止センター業務の実施
- 成年後見制度の活用

②所得保障

施策の方向と施策内容

経済的自立と社会参加を推進するため、年金や各種手当制度の周知徹底を図るとともに、経済的な支援を行う。

主な施策内容

- 年金の支給
- 各種手当等の支給
- 重度障がい者への医療費助成

③地域生活の場の確保

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、自ら選んだ住まいに安心して暮しながら、地域に就労や日中活動の場を確保することを目指す。

主な施策内容

- 福祉的就労の充実
- 地域活動支援センターの充実
- 住宅改修費の助成
- 通所交通費の助成
- 交流の場の確保
- 災害に備えた地域づくりの推進

④交通機関・移動支援の充実

施策の方向と施策内容

障がいがある人もない人も、すべての人が安心して利用できる交通手段や移動サービスの充実を図る。

主な施策内容

- 交通手段の確保
- 移動しやすい手段や制度の整備活用

(3) 社会環境の整備

① 就労支援体制の確立

施策の方向と施策内容

障がいがある人が、就労する際に、希望により訓練や実習などのステップを経ることができ、就労後失敗しても、再チャレンジできる仕組みがある。また、就労についての相談支援体制が整備されている。

主な施策内容

- 職場体験事業の実施
- 障がい者基幹相談支援センターの運営

② コミュニケーション環境の整備

施策の方向と施策内容

障がいの有無に関わらず、地域生活で多くの人と接しながら暮らすことができる。

主な施策内容

- 障がいがある人との交流機会の拡大
- 意思疎通支援に対する町民の理解向上
- 手話通訳者や要約筆記者などの確保

③ スポーツ・文化活動の振興

施策の方向と施策内容

障がいがある人が参加しやすい機会や情報の提供を行うとともに、気軽に参加できる環境づくりを推進する。

主な施策内容

- スポーツ・レクリエーションの普及促進
- 芸術文化活動の推進

(4) 町民意識の向上

①啓発活動の推進

施策の方向と施策内容

全ての町民が障がいに対する正しい理解を深めるための、啓発活動などを行う。

主な施策内容

- 広報活動による啓発
- 障がいのある人との交流機会の拡大
- 福祉教育の推進
- 職場体験事業の実施

②地域福祉活動の推進

施策の方向と施策内容

ボランティア活動等に参加しやすい環境を整備するとともに、気運の醸成を図る。

主な施策内容

- NPO法人等の活動促進
- ボランティア活動の促進

3 計画推進のための工程表

(1) 生活支援サービスの充実

① ライフステージをつなぐ相談支援体制の確立

【目指す姿】

- どこに相談すると良いかを全ての人が知っている
- 誰でもどんな相談でも可能である
- 問題の分野によらず、ワンストップ相談が可能である
- 初期相談の後も、相談支援体制が継続される
- 地理的、心理的にアクセスしやすい
- 子どもの頃から障がい特性や成長の経過を総合的に把握し、一貫したアドバイスができる
- 自身の問題以外に家族全体を包括的に支援できる
- 個別ニーズを受け、地域に新たな支援体制を関係機関が相互に連携をとりながら築くための働きかけを行うしくみがある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 基本的な相談については、どこに相談すると良いかを多くの人が知っている
- どのような相談内容であっても初期相談窓口で対応し、必要に応じて関係する機関との引き継ぎや連携ができる

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 1 ワンストップ相談窓口となる障がい者基幹相談支援センターを運営し、ライフステージをつなぐ継続した相談支援を目指します。
- 2 町の相談窓口や町内の特定相談支援事業所の認知度を高めるため、広報活動による情報提供を強化します。
- 3 自立支援協議会で相談員等の育成を行う研修会を開き、相談員の育成に努めます。
- 4 自立支援協議会に専門員を配置し、サービス等利用計画の検証を行い、相談支援体制の強化を図ります。
- 5 自立支援協議会で発達支援、就労支援等、専門テーマごとの検討会を開催するなど、実施内容の更なる充実を図ります。

② 地域生活の場の確保

【目指す姿】

- 将来にわたって生活したい場所で自分らしく生活できる
- 地域で居住するための支援を受けることができる
- 入所施設から地域移行したい人の生活の場が確保されている
- 地域に日中活動の場がある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 地域活動支援センターが日中活動の場として十分に機能している
- 障がいがある人でも不自由なく暮らせる居住環境が整備されている
- 地域で暮らしながら通所施設を利用するための、経費軽減等の支援がある

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 6 地域活動支援センターを運営し、生産活動等の場を提供します。
- 7 日中活動の場の提供として、日中一時支援事業を行います。
- 8 居宅のバリアフリー化など、住宅改修費を助成します。
- 9 居宅から施設に通所する際の、交通費を助成します。
- 10 居宅からの通勤などが可能となるよう、身体障がい者用自動車改造費への助成を行います。
- 11 障害者支援施設の設置者の支援に努めます。
- 12 家族などの介護者がいなくなった後も、引き続き地域生活を続けて行けるような支援体制の構築を、地域生活支援拠点機能の整備も含め検討します。

③ 必要な障がい福祉サービスの確保

【目指す姿】

- 必要なサービスが必要な時に利用できる
- サービス利用についての情報を全ての人が理解している
- サービスが必要な人が、経済的な理由をもってサービス利用を控えることがない

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- サービスの対象者、種類、利用の方法や手続、利用者負担等のしくみについて分かりやすく情報提供されている
- 在宅サービスが、質・量ともに充実している
- 施設サービスが、必要量確保されている
- サービス利用についての相談に対して適確に対応できる
- 所得が少ない人やこれからの社会を担う子育てを行う世代及びサービスを多く必要とする重度の障がいがある人の負担額を軽減する仕組みがある

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 13 障がい福祉制度についての説明会や講演会を開きます。
- 14 初めての人でも障がい福祉サービスの対象や種類、手続きなどの見通しが立ちやすいように、フローチャートを用いた分かりやすいリーフレット等を作成・配布します。
- 15 各種制度情報等のメール配信サービスを行います。
- 16 手続き簡略化のため、申請書類の簡素化に取り組みます。
- 17 複数のサービス利用を必要とする人について、適切な相談対応や利用プランの作成のための支援を確保します。
- 18 在宅サービスを質・量ともに充実するため、事業所支援等を検討します。
- 19 施設サービスを必要量確保するため、障害者支援施設の設置者支援に努めます。
- 20 子ども発達支援センターの運営や日中一時支援事業の実施など、障がい児への障がい福祉サービス提供体制を確保します。
- 21 今後必要となるサービス量について、サービス事業者や関係機関と協議を行いながら確保できる体制をつくります。

④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

【目指す姿】

- 地域での支援体制が十分に整備されている
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関が連携して支援している
- 障がい福祉事業所だけでなく、保育園や小学校など地域社会への参加が可能となっている
- 特別な支援が必要な障がい児への支援体制が十分に整備されている
- 質の高い障がい児相談支援事業所が十分に整備されている
- 保護者が安心して子育てを行う仕組みがある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関の協議する場が設けられている
- 障がい福祉事業所だけでなく、保育園や小学校など地域社会への参加を支援する仕組みがある
- 特別な支援が必要な障がい児への支援体制が整備されている
- 質の高い障がい児相談支援事業所が整備されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 22 子ども発達支援センターを運営し、障がい児支援に取り組みます。
- 23 自立支援協議会など、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関が協議を行う場を設けます。
- 24 町の発達支援関係部署における情報共有・課題検討等の連携を強化し、横断的支援体制構築のための準備を始めます。
- 25 保育所等訪問支援により、保育園や小学校など地域社会への参加を支援します。
- 26 医療的ケアが必要な児童や強度行動障がいがある児童でも、支援が受けられるような体制づくりを行います。
- 27 質の高い障がい児相談支援を提供するため、自立支援協議会等で研修を行い、相談支援専門員のスキルアップを図ります。
- 28 質の高い療育を提供できるよう、障がい児通所支援事業所が自主的に行う研修会等への助成を行います。
- 29 保護者が我が子の将来の見通しをつけられるよう、入学や就労、障害年金等、ライフステージごとの手続きや支援内容等を記載したフローチャートを作成します。
- 30 保護者茶話会を開催し、保護者同士が相談や情報提供できるような場を提供します。

(2) 生活環境の整備

①権利擁護の推進

【目指す姿】

- 障がいがある人が受けている差別的な取り扱い、虐待その他の人権侵害を素早く把握することができる
- 権利が侵害された場合、適切な救済措置が行われる
- 権利が侵害されることなく、日常生活を送ることができる

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 虐待その他の人権侵害を把握するしくみがある
- 虐待その他の人権侵害が行われた場合の、救済措置が確保されている
- 虐待その他の人権侵害を、事前に防止するための取り組みが行われている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 31 障がい者虐待防止センター業務を行います。
- 32 事前の虐待防止対策を検討します。
- 33 社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用を推進します。
- 34 必要に応じて、町長申立てによる成年後見制度を利用し、財産管理などを行います。
- 35 障がいへの理解を深めるためのリーフレットを作成し、町の広報紙に折り込むなど、啓発活動を行います。

②所得保障

【目指す姿】

- 経済的自立と社会参加を行うための、所得が保障されている
- 年金や各種手当制度、医療費助成制度、費用軽減措置等が申請方法を含めて対象者に周知されており、簡単な方法で申請できる

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 年金や各種手当制度、医療費助成制度、費用軽減措置等を、対象者にきちんと周知するしくみがある

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 36 年金や各種手当制度、医療費助成制度、費用軽減措置等を、個別（手帳取得時等）及び全体（広報等）に周知を行います。
- 37 社会情勢や制度改正などに応じて、必要とされる支援や費用軽減措置を行います。
- 38 年金や各種手当制度、費用軽減措置等を網羅したわかりやすいパンフレット等を作成し、配布します。
- 39 授産製品の販売機会を増やします。
- 40 重度障がい者への医療費助成（重度心身障がい者医療費助成制度）を行います。
- 41 障がいがある人の所得が向上するよう、就労継続支援事業所等に対する賃金向上支援策を検討します
- 42 就労訓練・賃金向上を目的とした、農業との連携を検討します。

③ 地域生活の場の確保

※(1) - ②と一部重複

【目指す姿】

- 生活したい場所で自分らしく安心して生活できる
- 地域で居住するための支援を受けることができる
- 入所施設から地域移行したい人の生活の場が確保できる
- 地域に日中活動の場がある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 地域活動支援センターが日中活動の場として十分に機能している
- 障がいがある人でも不自由なく暮らせる居住環境が整備されている
- 地域で暮らしながら通所施設を利用するための、経費軽減等の支援がある
- 災害に備えた地域づくりが推進されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 43 地域活動支援センターの運営を行います。
- 44 居宅のバリアフリー化など、住宅改修費を助成します。
- 45 居宅から施設に通所する際の、交通費を助成します。
- 46 障害者支援施設の設置者の支援に努めます。
- 47 作業体験の紹介などの情報提供により、福祉的就労の機会を提供します。
- 48 既存のコミュニティ活動との連携も検討しながら、日中の交流の場を確保します。
- 49 災害に備え、災害時に援護が必要な人の実態把握や障がいに配慮した避難所の確保に努めます。
- 50 障がいがある人の安心・安全のため、地域の見守り活動である『あんしんネットワーク』を推進します。

④交通機関・移動支援の充実

【目指す姿】

- 全ての人が安心して利用できる交通手段や移動サービスが用意されている

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいがある人またはその家族に必要な交通手段が確保されている
- 対象者が、公共交通機関の運賃割引制度を知っている
- 十分な量の移動サービスが確保されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 51 自動車運転免許取得費への助成を行います。
- 52 身体障がい者用自動車改造費への助成を行います。
- 53 公共交通機関の運賃割引制度の周知を徹底します。
- 54 移動支援事業を必要量確保します。

(3) 社会環境の整備

① 就労支援体制の確立

【目指す姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職のステップを誰でも経ることができる
- 実際の職場を、気軽に体験する機会がある
- 失業しても、再チャレンジできるしくみがある
- 就労や生活全般についての相談をすることができる

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 能力評価→訓練→実習→就職へのステップをコーディネートする機関がある
- 町内企業等の経営者、人事担当者が障がい者雇用に関する各種助成制度を知っている
- 町内において職場実習の場が確保されている
- 福祉施設等に対して業務を発注する機会が増える
- 就労を含めた包括的な相談を受ける支援体制が整備されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 55 障がい者基幹相談支援センターを運営し、就労を含めた包括的な相談支援を関係機関と協力しながら行います。
- 56 就労支援機関を周知します。
- 57 就労支援事業所が行う一般就労に向けた訓練内容等についてパンフレットなどを作成し配布します。
- 58 一般就労に向けた体験・訓練の場として、職場体験事業を実施します。
- 59 自立支援協議会で就労支援についての検討会を開催するなど、関係機関による協議を行います。
- 60 就労訓練・賃金向上を目的とした、農業との連携を検討します。

② コミュニケーション環境の整備

【目指す姿】

- 同じ境遇の人同士が、楽しく交流したり、悩みを相談したりする場がある
- 異なる障がいがある人同士が、集まる場がある
- 障がいがある人とない人の交流の場がある
- 一般就労だけでなく多様な働き方を通じて社会参加ができる場がある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 同じ境遇の人同士が、楽しく交流したり、悩みを相談したりする場づくりが進められている
- 異なる障がいがある人同士が、集まる場づくりが進められている
- 障がいがある人とない人の交流の場づくりが進められている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 61 地域コミュニティ（町内会、地域交流サロン等）と連携し、障がいがある人とない人の交流機会を拡大します。
- 62 手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- 63 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度難聴児に対し、補聴器の購入助成を行います。
- 64 人工内耳の音声信号処理装置交換費用を助成します。
- 65 コミュニケーションに障がいがある人の支援に努めます。
- 66 手話や指点字などについての啓発活動を行い、意思疎通支援に対する町民の理解向上に努めます。

③ スポーツ・文化活動の振興

【目指す姿】

- スポーツ・文化活動に、障がいがある人が参加しやすい機会があり、その情報が提供されている
- スポーツ・文化活動に、障がいがある人が気軽に参加できる環境がある

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいがある人が参加しやすい既存のスポーツ・文化活動が周知されている
- 障がいがある人が参加しやすいスポーツ・文化活動づくりが進められている
- 体育館等のスポーツ施設がバリアフリー化されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 67 当事者団体の活動を広く紹介し、参加を呼びかけます。
- 68 障がいがある人でも参加しやすいスポーツや文化活動を広報します。

(4) 町民意識の向上

① 啓発活動の推進

【目指す姿】

- 全ての町民が、障がいについて正しく理解している

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- 障がいについての正しい知識が周知・教育されている
- 障がいのある人と交流する機会が増え、障がいについての理解が深まっている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 69 障がいについての理解を深めるためのリーフレットを作成し、町の広報紙に折り込むなど、啓発活動を実施します。
- 70 手話教室や障がいの擬似体験等のメニュー化・仲介を行い、福祉教育を受けやすい体制づくりを行います。
- 71 職場体験事業を実施し、雇用者や一般就労者の障がいに対する理解を深めます。
- 72 障がいがある人とない人の交流機会を増やします。

② 地域福祉活動の推進

【目指す姿】

- ボランティア活動等に参加しやすい環境が整備されている
- ボランティア活動等が十分に周知されており、町民の中に参加の気運が醸成されている

【後期実施計画期間中に達成する姿】

- ボランティア活動等を促進させるしくみがある
- ボランティア活動等が周知されている

【後期実施計画期間中に実施する内容】

- 73 ボランティア活動の広報等を行い、促進に努めます。
- 74 NPO法人等の育成に努めます。
- 75 障がいがある人の孤立化を防ぐ為、地域コミュニティ等による見守り活動を検討します。

第3章 サービス量の見込みと基盤整備（後期実施計画）

1 介護給付費等の見込み量

【日中活動系サービス】

サービス種別		単位	30年度	31年度	32年度
1	療養介護	利用者数(人)	8人	8人	8人
2	生活介護	利用者数(人)	170人	177人	184人
		利用量(人日/月)	3,431人日	3,574人日	3,716人日
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	2人	2人	3人
		利用量(人日/月)	10人日	10人日	15人日
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人	1人
		利用量(人日/月)	0人日	5人日	5人日
5	自立訓練 (宿泊型)	利用者数(人)	0人	0人	1人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	30人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	13人	14人	14人
		利用量(人日/月)	243人日	259人日	261人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	24人	28人	31人
		利用量(人日/月)	465人日	550人日	593人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	100人	117人	127人
		利用量(人日/月)	1,797人日	2,088人日	2,267人日
9	就労定着支援	利用者数(人)	0人	1人	2人
10	短期入所(福祉型)	利用者数(人)	9人	9人	10人
		利用量(人日/月)	74人日	74人日	81人日
11	短期入所(医療型)	利用者数(人)	1人	2人	2人
		利用量(人日/月)	3人日	5人日	10人日
合 計		利用者数(人)	327人	358人	383人
		利用量(人日/月)	6,023人日	6,564人日	6,978人日

【居住系サービス】

サービス種別		単位	30年度	31年度	32年度
1	自立生活援助	利用者数(人)	0人	1人	1人
2	共同生活援助	利用者数(人)	74人	79人	81人
3	施設入所支援	利用者数(人)	102人	101人	100人
合 計		利用者数(人)	176人	181人	182人

【訪問系サービス】

サービス種別		単位	30年度	31年度	32年度
1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	1,632時間	1,694時間	1,724時間
		利用者数(人)	53人	55人	56人

【相談支援】

区 分		単位	30年度	31年度	32年度
1	計画相談支援	実利用者数(人)	67人	71人	74人
2	地域移行支援	実利用者数(人)	0人	1人	1人
3	地域定着支援	実利用者数(人)	0人	0人	1人
4	精神保健医療福祉体制	実利用者数(人)	7人	8人	9人

【障がい児支援】

サービス種別		単位	30年度	31年度	32年度
1	児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	103人	113人	124人
		利用量(人日/月)	334人日	367人日	401人日
2	児童発達支援(児童発達支援センター)	利用者数(人)	0人	1人	1人
		利用量(人日/月)	0人日	25人日	25人日
3	医療型児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
4	医療型児童発達支援(児童発達支援センター)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
5	放課後等デイサービス	利用者数(人)	187人	206人	224人
		利用量(人日/月)	858人日	944人日	1,030人日
6	保育所等訪問支援	利用者数(人)	2人	4人	4人
		利用量(人日/月)	4人日	7人日	7人日
7	居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0人	1人	1人
		利用量(人日/月)	0人日	2人日	2人日
8	障害児相談支援	利用者数(人)	30人	33人	36人
合 計		利用者数(人)	322人	358人	390人
		利用量(人日/月)	1,196人日	1,345人日	1,464人日

2 地域生活支援事業の見込み量

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	基幹相談支援センター 設置の有無	有	有	有
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数(人)	1人	1人	1人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	7人	7人	8人
② 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数(人)	0人	0人	0人
(7) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	45件	47件	50件
② 自立生活支援用具	件数	7件	7件	8件
③ 在宅療養等支援用具	件数	8件	8件	9件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	1件	2件	2件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	1,116件	1,150件	1,200件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	3件	3件	3件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数(人)	7人	10人	10人
(9) 移動支援事業	実利用見込み者数(人)	16人	17人	18人
	延べ利用見込み時間数(時間)	324時間	350時間	380時間
(10) 地域活動支援センター				
① 自市町村所在分	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込み者数(人)	22人	22人	23人
② 他市町村所在分	実施箇所数	7箇所	7箇所	7箇所
	実利用見込み者数(人)	12人	12人	12人

3 実施に関する考え方

(1) 日中活動系サービス

障がい種別にかかわらず、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実していきます。

(2) 居住系サービス

地域における居住の場であるグループホームと相談支援の連携強化により、入所施設や精神科病棟から地域生活への移行を進めます。

(3) 訪問系サービス

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がい種別にかかわらず充実していきます。

(4) 相談支援

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、多様な課題に対応した相談支援を充実していきます。

(5) 障がい児支援

発達に心配のある子どもを支援するため、障害児通所支援を充実していきます。

(6) 地域生活支援事業

地域での自立した生活を支えるため、町の状況に対応した地域生活支援事業を充実していきます。

4 サービス見込量等確保のための方策

介護給付費等及び地域生活支援事業についての基本的な考え方に基づいた以下の方策により、必要なサービス等を提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- (1) 障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者支援を継続するなど、サービス基盤の整備に努めていきます。
- (2) 円滑なサービス提供を確保するため、事業者や関係機関への必要な情報提供や連携の強化を図っていきます。
- (3) サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修会を開催します。また、事業者が各自の課題に応じた研修を実施できるよう、支援します。
- (4) 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、必要とされる地域生活支援事業を引き続き実施します。

資料編

1 音更町障がい福祉計画等推進委員会について

- 委員名簿
- 策定経緯

2 障がい福祉計画策定に係るアンケート調査の結果

- 18歳以上
- 18歳未満